

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

管理No.			
施設の名称	酒田北港緑地	指定管理者	クリーンサービス株式会社
所在地	酒田市高砂地内	県担当課	空港港湾課
指定期間	平成30年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月31日		
検証期間	令和 3年 4月 1日 ~ 令和 4年 3月31日	(電話番号)	(023-630-2625)
検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運営業務の履行状況			
① 管理・運営業務の履行状況	<ul style="list-style-type: none"> 包括協定書、管理業務仕様書に基づき業務を実施 施設の利用状況に応じて増回対応の実施 地震後の施設巡回の実施 台風上陸時の施設閉鎖開放、施設巡回確認の実施 巡回による利用者への施設の利用の注意喚起、指導の実施 	評 価 A	<p>『評価の理由』</p> <p>協定書や仕様書に基づき、施設設備の管理、保守点検及び使用管理について適正に実施されている。また、関係機関との連絡・調整にも積極的かつ丁寧に取り組んでいる。</p>
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設備の不具合(浄化槽内の破損、ばつ氣設備の不良) 自由広場、炊事場での火気の取扱い(草地での火気使用、薪・炭の使用後の消火等) 炊事洗い場取扱い(排水管の詰り等) 管理棟、自由広場、駐車場、築山へのゴミの投棄・処分(持込飲食物・殻棟の投棄、調理器具・食材の放置) トイレ照明器具の不具合(器具交換) 		<p>『課題等の原因分析』</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の経年劣化によるもの。 施設利用上の遵守・注意事項の周知不足
課題、問題点への今後の対応	施設機能改善に向け、不具合箇所は計画的に修繕を実施する。また、施設利用者の遵守・注意事項については、利用申込時の説明や張り紙等により周知していく。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	<ul style="list-style-type: none"> アンケートボックスを施設内に常時設置し、利用者からの意見を聞く仕組みを実施 意見・要望等はなし 	評 価 B	<p>『評価の理由』</p> <p>意見、要望を丁寧に分析し、可能なものから随時対応がなされている。指定管理者として適切な管理がなされている。</p>
意見・要望等への今後の対応	寄せられた意見や要望からニーズを把握のうえ可能なものから対応し、指定管理業務の範囲を超えるものについては、県と指定管理者とでその都度協議しながら、今後も利用者の利便性向上を図っていく。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用に応じた清掃の増回、ペーパー補充の実施(環境・衛生の確保) トイレバイオ消臭の実施(環境・衛生の確保) 防犯カメラの設置(施設の防犯) 車輛による巡回警備の実施(施設利用者への安全・防犯) 自動販売機の設置(周辺施設利用者への利便性・熱中症対策) 	評 価 A	<p>『評価の理由』</p> <p>利用者のニーズに応え、指定管理者のノウハウを活かした各種取組みがなされている。</p>
② 経費の節減	<ul style="list-style-type: none"> 施設(照明・換気扇・外灯)タイマーの調整(設定)、自動販売機の稼働調整(電気料の節減) ※日没時間、施設利用時期(季節)での見直し 巡回確認による、止水。(水道料の節減) 	評 価 A	<p>『評価の理由』</p> <p>施設管理全般について、経費削減に努めていると評価できる。</p>
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	<ul style="list-style-type: none"> 今年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止対策、まん延防止等重点措置が出され、地域の活性化、雇用の確保等に繋がる活動に至らず。酒田北港緑地に関しては、郊外といふことから、利用者の増加が見られた。昨年度に増し感染予防対策のポスター(チラシ)を掲示し、注意喚起を行った。 	評 価 B	<p>『評価の理由』</p> <p>状況に適した対応を実施し地域の活性化に努めている。</p>
総合的な評価	施設の経年劣化等の問題を抱えながらも、経費削減に努め、利用者ニーズに応えつつ、防犯カメラや車両巡回実施による防犯対策にも取り組むなど、指定管理者が持つノウハウを活かした管理運営に尽力している。新型コロナウイルス感染拡大防止の周知にも県と一緒に取組むなど置かれた状況に適した業務が行われている。		

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B : 概ね適正に実施されている。
- C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。